

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第五項において準用する同令第百十一条第十六項の規定に基づき、建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備の構造方法とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。